

太陽光発電促進付加金の概要

1. 太陽光発電促進付加金とは

国が導入した「太陽光発電の余剰電力買取制度^(注1)」では、太陽光発電の余剰電力について、電力会社に対して「固定価格」での買取を義務付けております。また、買取に要した費用については、電力会社の効率化努力が及ばないことや負担の公平性の観点から、「電気を使用される全てのお客さま」に負担転嫁することとされております。

この負担転嫁分を「太陽光発電促進付加金」といい、電気料金の一部としてご負担いただきます。

(注1)平成21年8月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(いわゆる「エネルギー供給構造高度化法」)等に基づき国が導入した制度であり、同年11月より当該制度に基づき太陽光発電(余剰電力)の買取を行っています。

2. 適用開始時期

平成22年4月1日より適用を開始しております。

3. 対象お客さま

規制部門^(注2)ならびに自由化部門^(注3)の「電気を使用される全てのお客さま」にご負担いただきます。

(注2)住宅、商店、事務所、小規模工場等で、低圧で受電されているお客さま

(注3)事務所ビル、商業施設、工場等で、高圧または特別高圧で受電されているお客さま

4. 太陽光発電促進付加金のご負担について

太陽光発電の買取に要した費用を、「太陽光発電促進付加金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます^(注4)。

(従量制供給の場合)

毎月の電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 太陽光発電促進付加金
(燃料費調整額を含む)

ご使用量 × 太陽光発電促進付加金単価(年度毎に設定)

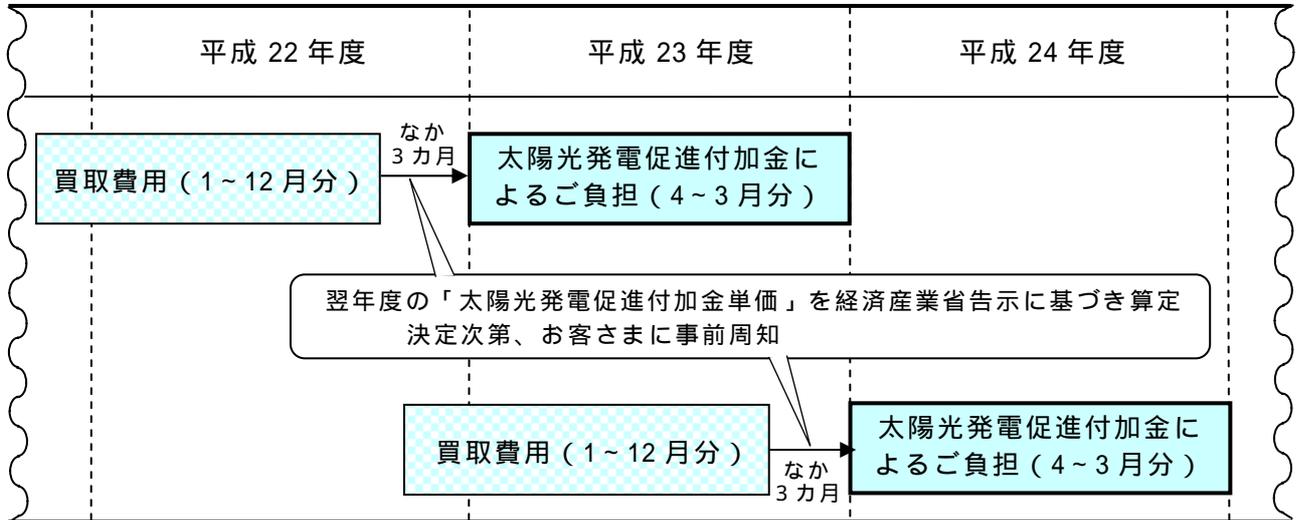
基本料金、電力量料金、太陽光発電促進付加金にはそれぞれ消費税等相当額を含みます。

(注4)定額制供給のご契約につきましても、従量制供給に準じてご負担いただきます。

5. 太陽光発電促進付加金単価について

太陽光発電促進付加金単価は、1～12月分の実績買取費用を翌年度（4～3月分）にご負担いただくことを前提として、年度毎に設定します。

各年度の適用単価は、毎年、経済産業省告示に基づき算定のうえ、経済産業大臣の認可を受け決定となります。なお、決定後、予めお客さまにお知らせいたします。



6. 平成24年度の太陽光発電促進付加金単価（申請）

平成24年度の太陽光発電促進付加金単価（申請）は、経済産業省告示に基づき算定した結果、従量制供給においては次のとおりとなっております。

なお、単価の端数切捨て分に相当する費用につきましては、翌年度に繰越しし、平成25年度の太陽光発電促進付加金単価に反映することとなります。

$$\text{平成24年度の太陽光発電促進付加金単価（申請）} = \frac{4 \text{ 銭}}{\text{kWh}} \quad (\text{消費税等相当額を含む})$$

太陽光発電促進付加金単価の算定方法

1年間（1～12月分）の買取実績に基づく転嫁対象費用^{（注5）} ± 過年度分調整額^{（注6）}

翌年度（4～3月分）の総需要電力量の計画値

= 銭/kWh（銭/kWh未満の端数切捨て）

消費税等相当額を加味

太陽光発電促進付加金単価〔銭/kWh〕
（消費税等相当額を含む）

（注5）太陽光発電の実績買取費用から「太陽光発電の買取によって支出を免れる燃料費等の回避可能費用」等を控除し、事業税等相当額を加味したもの

（注6）単価の端数切捨てや総需要電力量の計画と実績の差による過年度回収過不足額

以上